

2017年12月8日 全6頁

「バーゼルⅢ」、ついに最終合意

2022年から適用。マーケット・リスク規制も同年まで適用延期に

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 12 月 7 日、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ会合で、銀行の自己資本比率規制である「バーゼルⅢ」が最終合意に至った。信用リスク・アセットの算出方法である「標準的手法」と「内部格付手法」が大幅に見直され、「資本フロア」(72.5%)が導入された。2022 年 1 月 1 日から適用される(資本フロアは 2027 年にかけて段階適用)。
- 想定されていなかった事項として、マーケットリスク規制の見直しの適用時期が 2022 年に延期された。G-SIBs に対するレバレッジ比率のバッファーが導入され、バッファー(最低水準である3%に上乗せ)を下回った場合、配当等による社外流出が制限される。
- 今回の見直しで、信用リスク・アセットの算出方法の見直し(株式のリスク・ウェイト引き上げなど)によるリスク・アセットの増大が生じる。しかし、各銀行は見直しの案の公表後、内部留保の積み上げ等で準備を進めており、大規模な増資が必要となる可能性は高くないだろう。

1.「バーゼルⅢ」、ついに最終合意

2017年12月7日、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)の上部機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ会合(GHOS)が開催された。懸案だった、信用リスク・アセットの算出手法の見直しや「資本フロア」を含め、「バーゼルⅢ」がついに最終合意に至った。今回の見直しには以下の項目が含まれている。2022年から適用される(資本フロアは、2027年にかけて段階的に適用)。

図表1 バーゼルⅢの最終合意における合意事項

| 信用リスカ | 「標準的手法」「内部格付手法」の見直し |
|------------------|---|
| 信用リスク | CVA(信用評価調整)リスクに係る内部モデル手法の廃止 |
| マーケット・リスク | 見直しの適用開始時期を(2019 年から)2022 年に延期 |
| オペレーショナル・ リスク | 新標準的手法を導入。既存の標準的手法、先進的計測手法を廃止 |
| 資本フロア | 内部モデル手法で算出した場合のリスク·アセットは、標準的手法で算出した場合の 72.5%の水準を下限とする。 水準は、2022 年(50%)から 2027 年(72.5%)まで段階的に引き上げ。 |
| レバレッジ比率 | グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs。わが国では3メガが指定)に対してバッファーを導入。バッファーを下回ると社外流出を制限。 Tier1 資本で、自己資本比率に関する G-SIBs 上乗せ比率の 50%の水準が必要。 |

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢ改革のハイレベル·サマリー」(2017 年 12 月) を基に大和総研金融調査部制度 調査課作成

今回の見直しについて、適用時期が 2022 年とされたこと、マーケット・リスク規制に係る見直しの適用開始時期が 2022 年に延期されたこと、G-SIBs に対するレバレッジ比率のバッファーが導入されたことは、最終合意の公表前には想定されていなかった。

バーゼル委は、金融危機以降、バーゼル規制の見直しについて検討してきており、今回の会合で一連の見直しについて合意がなされたことになる。今後、わが国を含め、各国当局は今回の合意内容に沿って自国の規制を見直すこととなる¹。

2. 見直しの概要

(1) 信用リスク・アセットの算出手法の見直し2

(ア)標準的手法の見直し

信用リスク・アセットの算出方法として、アセット額に乗じるリスク・ウェイトが定められている標準的手法が認められている。今回合意された見直しの概要は次ページの通りである。

² 信用リスク・アセットの算出手法の見直しに関する市中協議案について、鈴木利光「標準的手法(信用リスク)の見直し、再考へ」(2016年1月8日付大和総研レポート)参照。



¹ なお、同日(12月7日)、バーゼル委は、国債等のいわゆるソブリン向けエクスポージャーの扱いに関するディスカッション・ペーパーを公表している。しかし、バーゼル委では、ソブリン向けエクスポージャーについての現行の扱いを変更することに合意されておらず、ディスカッション・ペーパー記載事項について協議する趣旨ではない、とされている。

図表 2 標準的手法の見直しの概要

| | 現行 | 見直し後 | | |
|---------------------------|--|--|--|--|
| 銀行向け債権 | ①国債の格付、又は②貸出先の格付を 参照 リスク·ウェイト(RW) =20~150% | 貸出先の格付を参照 RW=20~150% | | |
| 事業法人向け債権 | 貸出先の格付を参照 RW=20~150% (無格付の場合、100%) | 貸出先の格付を参照 RW=20~150% (無格付の場合、中堅企業は85%、それ以外 は100%) | | |
| 劣後債 | RW=100% (銀行向けの場合) 格付を参照 (事業法人向けの場合) | RW=150% | | |
| 株式 | RW=100% | ・投機的な非上場株式 RW=400% ・その他の株式(※1) RW=250% | | |
| リテール(中小企 業、個人向け) | RW=75% | RW=75% (※2) | | |
| 不動産担保債権 (居住用不動産) | ・RW=35% (LTV (※3) 100%以下) ・RW=75% (LTV (※3) 100%超) | LTV(※3)を参照 RW=20~70%(※4) | | |
| 不 動 産 担 保 債 権 (商業用不動産) | RW=100% | 債務者の RW(但し、LTV(※3)60%以下の 場合は60%が上限)(※4) | | |
| コミットメント | ・無条件で取消可能 掛け目=0% ・その他 掛け目=20%、50% | ・無条件で取消可能 掛け目=10% ・その他 掛け目=40% | | |

- (※1) 株式保有を政府が監視する、法制化されたプログラムに従った株式保有の場合、RW=100%。
- (※2)合計エクスポージャー額が100万ユーロ超であるなど、「リテール」の定義に該当しない場合、RW=100%。
- (※3) Loan To Value。担保価値(不動産額)に対するローン総額の割合。
- (※4) 不動産担保債権について、返済資金が賃貸・販売収入に依存している場合、より保守的な RW を適用。
- (出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による第二次市中協議文書『信用リスクに係る標準的手法の見直し』の概要」を参考に、大和総研金融調査部制度調査課作成

上記の見直しは、概ね市中協議案通りである。ただし、株式のリスク・ウェイトについて、投機的な非上場株式についてはリスク・ウェイトが 400% とされた。また、無条件で取消可能なコミットメントについて、リテール以外も対象に追加された。

(イ) 内部格付手法の見直し3

信用リスク・アセットの算出方法として、銀行が推計した数値を所定の算式に代入して信用リスク・アセットの所要自己資本額を算出する「内部格付手法」が認められている。内部格付手法には、与信先のデフォルト率のみを銀行が推計する「基礎的内部格付手法」と、デフォルト率に加え、デフォルト時損失率等も銀行が推計する「先進的内部格付手法」がある。

今回合意された見直しの概要は次ページの通りである。

³ 内部格付手法の見直しに関する市中協議案について、鈴木利光「バーゼル委、内部格付手法(信用リスク)の 見直しへ」(2016年3月31日付大和総研レポート)参照。



図表3 内部格付手法の見直しの概要

- ①株式について、内部格付手法を廃止、標準的手法のみを適用
- ②以下について、「先進的」内部格付手法の適用を廃止、「基礎的」内部格付手法又は標準的手法を適用
 - (a) 金融機関向け債権 (銀行、その他金融機関)
 - (b) 連結収入が5億ユーロ超の企業向け債権
- ③内部格付手法における銀行の推計値について、下限を設定し、推計手法を制約
- (出所) バーゼル委「バーゼルⅢ改革のハイレベル·サマリー」(2017 年 12 月) を基に大和総研金融調査部制度 調査課作成

上記の内容については、市中協議案よりも制約が緩和されている。市中協議案では、株式だけでなく、金融機関向け債権と連結総資産 500 億ユーロ超の大企業向け債権も標準的手法のみが適用可能(「基礎的」内部格付手法も不可)とされていた。しかし、今回の見直しでは、金融機関向け債権と連結収入が 5 億ユーロ超の企業向け債権については、(標準的手法に加え)「基礎的」内部格付手法を適用することが認められた。

(ウ) CVA リスクに関する見直し

今回の見直しで、CVA リスクに関する内部モデル手法(2015年の市中協議案で提案)が廃止された。また、中央清算されないデリバティブ取引の想定元本額の合計が1,000億ユーロ以下である銀行について、カウンターパーティー信用リスクへの賦課額に単純な掛け目をかけて算出する方法が認められた。

(2) マーケット・リスク規制の適用延期

今回の見直しで、すでに 2019 年で合意されていた、マーケットリスク規制の見直し⁴の適用開始時期が 2022 年に延期された。また、すでに合意された内容のうち、一定の事項について再検討することが示唆されている (詳細は不明) ⁵。

(3) オペレーショナル・リスクの算出方法の見直し

今回の見直しで、新しい標準的手法が導入された。既存の標準的手法、先進的計測手法は廃止されることとなった。

(4)「資本フロア」の導入

銀行の自己資本比率の分母であるリスク・アセットの算出は、所定の算出方法が定められてい

する特定の問題について対処することができる」旨、記載されている。



⁴ 鈴木利光「バーゼル委、マーケット・リスクの改定(速報版)」(2016年1月20日付大和総研レポート)参照。 5 12月7日付のGHOSのプレスリリースにおいて、「適用延期により、バーゼル委がマーケット・リスク規制に関

る標準的手法と、銀行自身が作成したモデルで算出する内部モデル手法が認められている。一部の銀行が、内部モデル手法を利用してリスク・アセットを圧縮し、自己資本比率を引き上げているのではないかという問題が指摘されていた。そのため、バーゼル委は、内部モデル手法で算出した場合のリスク・アセットが、標準的手法で算出した場合のリスク・アセットの一定水準を下限とする、「資本フロア」を導入することを検討してきた。

今回、「資本フロア」の水準を 72.5%とすることが合意された。例えば、標準的手法で算出した場合のリスク・アセットが 100 兆円だった場合、内部モデル手法で算出したリスク・アセットの下限は 72.5 兆円となり、それ以下に圧縮することは認められない。

(5) G-SIBs に対するレバレッジ比率に係るバッファー

今回の見直しで、G-SIBs に対するレバレッジ比率に係るバッファーが導入された。バッファーは、Tierl 資本の形式で、レバレッジ比率の最低水準である 3%に上乗せして求められる。バッファーを下回った場合、自己資本比率の資本バッファー同様、比率に応じて、社外流出(配当、賞与、自社株買い等)が制限される。

バッファーの水準は、G-SIBs に課される自己資本比率の上乗せ水準の 50%である。例えば、自己資本比率の上乗せ水準が 1%である G-SIBs は、0.5%のレバレッジ比率のバッファーが設定され、最低水準を含め Tier1 資本で 3.5%の水準が求められる。自己資本比率の上乗せ水準が 1% (レバレッジ比率のバッファーの水準が 0.5%)である G-SIBs についての社外流出の制限割合は、以下のようになる。

図表 4 レバレッジ比率のバッファーに係る社外流出の制限割合(レバレッジ比率のバッファーの水準が 0.5%の場合の例)

| レバレッジ比率(Tier1 資本) | 社外流出の制限割合(利益対比) | | |
|-------------------------|-----------------|--|--|
| 3%~3. 125% | 100% | | |
| 3. 125%~3. 25% | 80% | | |
| 3. 25% ~ 3. 375% | 60% | | |
| 3. 375%~3. 5% | 40% | | |
| 3.5%∼ | 0% | | |

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢ改革のハイレベル・サマリー」(2017年12月)

(6) 適用時期

(1) から(5) の見直しは、**2022 年 1 月 1 日** 6 から適用される。ただし、資本フロアは次ページのように段階的に適用される。

⁶ 邦銀の適用時期については、今回の見直しを国内法化する際に、項目によっては同年3月末からとされる可能性がある。



図表 5 資本フロアの段階適用

| 時期 | 2022 年 | 2023 年 | 2024 年 | 2025 年 | 2026 年 | 2027年~ |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 水準 | 50% | 55% | 60% | 65% | 70% | 72. 5% |

(注)時期はいずれも各年の1月1日。

(出所) バーゼル委「バーゼルⅢ改革のハイレベル·サマリー」(2017 年 12 月) を基に大和総研金融調査部制度 調査課作成

3. 銀行への影響

今回の見直しでは、株式についての信用リスク・アセットの増加の影響が一定程度生じると考えられる。前述の通り、株式については、標準的手法において、リスク・ウェイトが現行の100%から、原則として250%に引き上げられる。さらに、投機的な非上場株式に該当した場合は400%まで引き上げられる。内部格付手法採用行でも、株式については標準的手法が義務付けられるため、同様の影響が生じる。

今回の見直し内容のうち、信用リスク・アセットに関する内容は、標準的手法については2015年末、内部格付手法については2016年3月に市中協議案が公表されていた。そのため、各銀行は内部留保の積み上げによりすでに対応を進めていると見られる。今回の見直しの適用開始時期まで4年ほど猶予があるため、大規模な増資が必要となる可能性は高くないだろうで。

(以上)

 $^{^7}$ 12月6日付の日本経済新聞では、「メガ各行では資本積み増しのための大規模増資などは避けられそうだ」とされている。同日付の時事通信でも、「国内の3メガバンクへの影響は限定的で、大規模な増資を迫られる事態は回避されるとみられる」とされている。

